地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第四条第一項に規定する基本計画等に関する省令の一部を改正する省令

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第四条第一項に規定する基本計画等に関する省令（平成十九年総務省、厚生労働省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第一号）の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第三までの様式中「㊞」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

令和二年十二月二十八日

総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第三号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十三条第一項、第十四条第一項、第十六条第一項、第三十一条第一項及び第三十二条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第三十三条に規定する承認連携支援事業に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

総務大臣　武田　良太
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第三十三条に規定する承認連携支援事業に関する省令の一部を改正する省令

（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令の一部改正）

第一条　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令（平成二十九年総務省、農林水産省、財務省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第一号）の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第四までの様式中「㊞」及び備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考2とする。

（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第三十三条に規定する承認連携支援事業に関する省令の一部改正）

第二条　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第三十三条に規定する承認連携支援事業に関する省令（平成二十九年総務省、農林水産省、財務省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第二号）の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第三までの様式中「㊞」及び備考1を削り、備考2を備考とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

総務省、経済産業省、国土交通省令第一号

石油パイプライン事業法施行令（昭和四十七年政令第四百三十七号）第四条の規定に基づき、及び石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）を実施するため、石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令及び石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

総務大臣　武田　良太
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉